

日本交通学会理事会規程

2007年10月 6日制定

2010年10月 2日改正

(設置の目的)

第1条 日本交通学会は、日本交通学会会則第2条に定められた目的を円滑かつ効果的に達成するために、理事会を置く。

(業務)

第2条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算案、決算案に関する事項
- (2) 役員の委嘱に関する事項
- (3) 各委員会の委員及び委員長の委嘱に関する事項
- (4) 各委員会の決定事項に関する事項
- (5) 会員（名誉会員を含む）の入会及び退会等に関する事項
- (6) 規約制定、改正に関する事項
- (7) その他会務、財務に関連する事項

(構成)

第3条 理事会は、会長1名、副会長2名、常務理事3名を含む理事25名以内から構成される。ただし、任期満了に伴い新たな会長、副会長、常務理事を互選する理事会及び推薦理事を審議する理事会は、選挙選出理事20名以内から構成される。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、原則として、会長が務める。
- 3 会長に特別の事情がある場合には理事会の互選により議長代理を置く。
- 4 理事会には、議長が必要と認める時、理事以外の者の出席を求めることができる。

(理事会の定足数)

第5条 理事会は委任状を含めて理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の表決)

第6条 理事会の議決は委任状を含めた出席者の過半数の賛成によってなされる。

- 2 第1項の議決に際して、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(細則)

第7条 本規定の実施に必要な内規等については、理事会において別に定める。

(変更)

第8条 本規定の変更は、総会の議を経ることを要する。

付則 この規定は2007年10月7日から施行する。

付則 この規定は2010年10月2日から施行する。